九州トラック交通共済協同組合ロードサービス　サービス利用規約

第１条（サービスの概要）
「九州トラック交通共済ロードサービス（以下、「本サービス」といいます。）」は、九州トラック交通共済協同組合（以下、「当組合」といいます。）に所属する組合員等（以下、「組合員等」といいます。）の所有する第３条に規定する対象車両につき、対象事由が発生した際に、当組合が JHR ネットワークサービス株式会社（以下、「JNS」といいます。）に委託して提供するロードサービスです。

第２条　（対象サービス）
本サービスでは、次の各号に定めるサービスを提供します。ただし、第５条に定める対象期間に当該事象が発生した場合に限ります。
なお、以下のサービスは、合算で１回 20 万円を限度とします。
(1)タイヤのパンクまたはバースト時のタイヤ交換（タイヤ代は除く）
(2)事故(*1)または故障(*2)により走行不能となった場合の修理工場等までのレッカー搬送
(3)脱輪または落輪による引き上げ

(*1)事故とは、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮、タイヤのパンクまたはバーストその他偶然な事故をいいます。
(*2)故障とは、対象車両に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故をいいます。

2 前項に定める対象サービスが提供された場合に組合員等が支払う負担金は、1 回 2 万円とします。

第３条（対象車両）
本サービスの対象車両は、サービス提供事由発生時点において、当組合に共済契約のある車両とします。ただし、構内専用車、自動二輪車、原動機付自転車、道路運送車両法上の大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除きます。

第４条（適用地域）
本サービスの適用地域は以下の通りとします。
(1)本サービスは、日本国内でのみ適用されます。
(2)一部の離島などの地域では、本サービスが提供できない場合があります。

第５条（対象期間）
本サービスは、2020 年 12 月 1 日より 1 年間有効とし、期間満了の１ヶ月前までに当組合が組合員等に対して更新しない旨の通知を行わない限り、自動的に１年間延長されるものとし、以後同様とします。なお、通知の方法は、当組合のホームページ、もしくは当組合の発行する機関誌等によって行うこととします。

第６条（サービスを提供できない場合）

本サービスは、次の各号に該当する場合には、提供することができません。

(1)対象事故が次のいずれかの原因によって生じた場合

(ｱ)　本サービスを受ける者の故意または重大な過失

(ｲ)　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

(ｳ)　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(ｴ)　次のいずれかに該当する事由

① 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

② ①以外の放射線照射または放射能汚染

(ｵ) 次のいずれかに該当する事由

①(ｲ)から(ｴ)までの事由によって発生した事故の拡大

② 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の(ｲ)から(ｴ)までの事由による拡大（事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。）

③ (ｲ)から(ｴ)までの事由に伴う秩序の混乱

(ｶ)　差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

(ｷ)　詐欺または横領

(ｸ)　次のいずれかに該当する事由

① 対象車両を競技または曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること。

② 対象車両を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。）すること。

(2)　対象車両の運転者が、法令で定められた運転資格を持たない場合、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合および酒気を帯びて（道路交通法第 65 条第 1 項違反またはこれに相当する状態をいいます。）運転した場合に生じた事故によって対象車両が走行不能となった場合

(3)　雪道、砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態であり、事故、故障または車両自体に生じたトラブルに該当しない場合

(4)　以下の事項に該当する場合

(ｱ) 対象車両が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造もしくは整備を加えていた場合

(ｲ)　海岸、農地、原野、河川敷、港湾施設、造成地、工場跡地等、通常の自動車走行に不適な場所で対象車両を使用し、事故または故障が発生した場合

(ｳ)　故意によりメーカーが発行するマニュアル、車両貼付け注意、警告ラベル等に示す使用限度を超えて対象車両を使用した場合

(ｴ)　航空機または船舶により対象車両を輸送中の場合

(ｵ)　対象車両が、有効な自動車検査証の交付を受けていない状態で故障が発生した場合
(ｶ)　対象車両が、鍵の盗難または紛失により走行不能となった場合
(5)　当組合の共済金で、本サービスの費用が支払われる場合
(6)　過失事故またはもらい事故の場合において相手側の保険もしくは共済に請求できる場合のその分の費用（過失割合について、示談書などのご提示を求める場合がございます。）
(7)　同一のサービスにおける利用頻度が著しく高い場合

2　本サービスは JNS を通したご利用に限ります。JNS 以外でのサービス提供は出来ません。

第７条（その他）

交通事情、気象状況、地震等により、ロードサービス提供会社の到着に時間がかかる場合または各種の案内、手配もしくは提供ができない場合があります。

2　第２条に規定する車両搬送サービスの上限額を超える費用および本サービスの提供範囲外の費用は利用者のご負担となります。また、JNS がロードサービスを提供した後に、本サービスの対象ではないことが判明した場合、提供に必要とした費用は、すべて利用者ご負担となります。

第８条（本利用規約の変更）

本利用規約は予告なく、いつでも変更することができるものとします。

第９条（個人情報の取扱）

当組合は、業務上必要とする範囲で個人情報を取得します。また、本サービスにおける組合員等情報の一部につきましては、当組合が本サービスを提供することを目的に本サービスに関係する会社に提供します。提供した情報につきましては、本サービス提供以外の用途で使用されることはありません。

【附則】

サービスを提供できない（もしくは、利用者に利用料を請求する）主な場合の例として、以下具体的事例を明記します。

・本サービス対象外のロードサービスの利用や、第２条に定める１回 20 万円の限度額を超える場合の利用料金（自己負担となりますので、JNS より利用者に請求を行います。）
・雪道や砂浜、ぬかるみなどでスリップして抜け出せない状態やタイヤが空転して走行不能となった状態で、事故・故障など対象車両自体に生じたトラブルに該当しない場合。
・対象車両がけん引車両である場合、被けん引車両が対象車両に単に連結されているだけの場合で被けん引車両が原因で発生するロードサービス。（被けん引車両が連接（切り離せないようにボルト・ナット等で固定）されている場合は補償の対象となります。）

・JNS に対してロードサービスを手配頂いた後にキャンセルされた場合のキャンセル費用。
・レッカー搬送せずに応急処置で対応が完了した場合のその費用。
・スペアタイヤを積んでなかった場合やスペアタイヤもパンクしていて使用できない場合等に、別途手配したタイヤ代。
・対象車両の事故・故障時に、ロードサービスを手配し応急処置等を施した結果、最終的にレッカー搬送がされた場合の応急処置代。
・対象車両に対して対象サービスを提供した結果、事故相手に過失があった場合のその分の費用。（JNS から利用者に請求を行い、利用者から相手方にご請求いただきます。なお、第 2 条に定める 1 回 20 万円の限度額は、過失事故やもらい事故で相手側に請求できる分を除きます。）